

令和 7 年

第 14 回  
議会改革特別委員会記録

令和 7 年 10 月 8 日

東伊豆町議会

## 第14回議会改革特別委員会記録

令和7年10月8日（水）午前10時20分開会

出席委員（11名）

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
12番	内山慎一君	13番	定居利子君
14番	山田直志君		

欠席委員（1名）

11番 村木脩君

その他出席者（なし）

当局出席者（なし）

議会事務局

議会事務局長 村木善幸君 書記 相馬燐君

開会 午前10時20分

○委員長（笠井政明君） 議会改革特別委員会を始めます。

ただいまの出席委員は11名で、委員定数の半数に達しております。よって、本特別委員会は成立しましたので、開会します。

なお、11番、村木委員から欠席の届出がありましたので御報告します。

議長より一応、御挨拶をお願いします。

○議長（栗原京子君） 臨時会お疲れさまでした。

大事な議会改革の、いよいよ報告も控えておりますのでどんどん詰めていけたらいいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○委員長（笠井政明君） ありがとうございます。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、議題に入る前に、1点目に順番入れ替えまして、議員報酬を議題とします。

お手元に資料が配付されていますので、局長のほうから御説明のほうだけお願ひします。

○議会事務局長（村木善幸君） 本日、資料のほうを配付させていただきました。特別報酬等の額についてということで、東伊豆町特別職報酬等審議会より令和7年3月に答申をいただいた内容になります。

この答申書につきましては、一度、議員の皆様には配付をさせていただきましたが、本日、再度用意させていただきました。こちらにつきましては、御存じのとおり、昨年12月に議会改革の特別委員会の中間報告ということで報告がなされたのを受けまして、その後、特別職等報酬審議会が開かれ答申が出された内容となります。

答申内容につきましては、報酬額等についてということで議会及び町長、副町長、教育長、三役の給与の額の改定について、答申をいただいている内容となっております。

資料につきましては、審議結果、審議経過等ありますが、最後に参考意見ということで、審議委員の皆様から意見をいただいているものでございます。

まず、報酬につきましては3月に答申をいただいたんですが、報酬の改定につきましては必ず予算が伴うものでして、年度途中に財源を求めるのは非常に難しいというか困難というか、ふさわしくないということで、議員の皆様にも相談させていただきましたが、令和8年4月施行ということでやらせていただきたいということで、それにつきましては12月議会の

ほうで議会の報酬の条例の改正のほうをさせていただきたいと思いますので、そんなことで準備をさせていただきたいと思います。

例年12月に期末手当の改定も行っておりますので、併せた形で、報酬の額の改定ということとでこの答申に基づいた額の変更を行いたいと思います。

これがまず報酬についてであります。

それから、先ほど申し上げましたとおり、4、参考意見ということで書かれておりますが、こちらにつきまして議員定数の問題につきまして意見が付されておりますので、委員会からの意見ということなもので、こちらも踏まえた形で検討というか協議をしていただきたいと思います。

私からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（笠井政明君） 今、局長からお話がありました。

答申を受けて、一応、10月なので来年度予算というところのお願いをしなきゃいけないところがありまして、今こういう話になってます。ここに対して、今、そのようなスケジュールで12月議会でということで話が出てますけれども、ここに対して何か御意見等はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（笠井政明君） 特にないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（笠井政明君） では、ここに関しては局長、そのような形で準備を進めてください。

1点目については、議員報酬に関しては取りあえずその方向という形でお願いします。

入れ替えた議員定数について、今お話がありました定数に関して、ここの答申にも書かれています。議員定数をという形なんですけれども、一応、部会をつくって、定数部会においては中間でははっきりどういう方向性というのが決まっていないというところがありますので、これは僕が委員長になってということもありますけれども、もう一度部会のほうである程度の方向性を決めて諮るという方向が、進め方としてはいいのかな。このまま行くと棚上げになっていて3月の報告には間に合わないんじゃないのというところがあるので、進め方としてはどうでしょうか、皆さん。御意見があれば教えてもらいたいんですけども。

暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前 10 時 36 分

○委員長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

議員定数については今休憩中に話し合った内容で、一応部会のほうで再度もませていただいて、皆さんのはうへ御報告、3月の報告書に間に合わせるという形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

3番目の広報・広聴についてですが、ここに関しては今一応、広報委員会のほうの広報規定を変えようという話があつて、一応めくつてもらうと資料がついています。広報・広聴の規定をつくるということは聞きに行かなきやいけない、今までだと各常任委員会とかで所管にいたりとか、そういうことでやっていくんだけれども、今度、こういうふうにすることによって、議会としていくことができますよ。また、広報・広聴という形で入れているので、いつ何時という形ではなく聞きに行けるようになるのかなというところ、あとはこちらからお知らせをするような形ができるような規定に変えようかなと思っております。

まず、ここに関しても一応、規定も変更をかけなきやいけないので、広報委員会ではこのような形でいいのではないかと思っておりますが、広報に入っていない方もおりますので、御意見をお伺いしようかと思っておりますが、何か御意見はございますか。その前に2分ぐらい時間を取ります、読んでもらって。

（資料黙読）

○委員長（笠井政明君） 大体、目は通していただいたかなと思います。

広報委員長に関しては、今、副議長がやるということで音頭を取る形になっていますんで、音頭を取っていただきながら進めていくというところで、進め方云々は皆さんとまた考えなきやいけないとは思いますが、まず規定にすることによって、まず一歩やらなきやいけないよとなってくるので、必要ないよという、もし御意見があるんであれば言っていただきたい。特にないですか。

○3番（楠山節雄君） 案の2枚目なんだけれども、議会広聴の関係で（2）で、町民から意見質問に対する返答を求められた、これは正式文書みたいなものだからこういうふうな要請があった場合にという考え方ですか。なかなかこの辺の捉え方が難しくて、一般的に道端でやっているからこういうふうな要望だとか、意見だとか求められたときにそれに対応するという考え方じゃないですね。

○委員長（笠井政明君） 例えは、まだこれも細かくは決めていません、どういうふうにするか。ただ、単純に、では想定し得ることをいうと、ではこれを3分割していろんな地区にお話を聞きます、議会報告会をしましようみたいな話になったときに、質問があったときに俺はこう思っているけれどもそうではないみたいな、俺はこう思っていたけれどもこうだったみたいな回答というのは議会としてはよくないよねという話なんです。答えられるものも、答えられないものもあるので、要は個人の意見を述べるみたいになっていくのが、変な話、一人一人責任がのしかかってくるんですけれども、正しく伝えるということをしっかりとすることは正しく理解をしなきゃいけないということになってくるので、要はここに書いてあるとおりに、個人の見解を述べないことというのが非常にグレーなところですけれども、個人として、要は議会として正しくお伝えをするということが守られる前提で話をつくっていくつもりではいるんですけども、その場で出たものを公文書でくださいというのはなかなか難しくなってくるので、変な話、ルール作りとしてはですけれども、これはまだ決まっていないんですよ、作りとしては、要は答えられるものに関しては答えるんだけれども、答えられないものに関しては持ち帰って次に御案内するとか、個別に御報告するとか、ホームページに出すとかいうような仕方をしていったほうが間違いがないかな。

変な話、今、3番、楠山議員はこう言っていたけれども、実際は議会とか町のやり方というのはそうではなかったよというのが一番怖いということです。なので、ここの部分というのは、そこまではちょっと考えていないけれども、一人一人がしっかりと理解をして、しっかりと御説明ができるようにしていかなければいけないよねという、いきなり最初からは難しいかもしれないけれどもというわけです。

だから、その割り振りとかも考えなきゃいけないです。

○3番（楠山節雄君） 笠井君から、今具体的なやり方みたいなのが、例えは、では地域へ出向いて意見を伺ったり、質問が出たりというそういう場をつくっていく。そこの中で出たものについて、個人的な見解はどうですかと求められれば個人的な見解はそこで述べてもいいんだけれども、全体的なお答えは後ほどみたいな形の流れに。

○委員長（笠井政明君） そうですね、決まっているものに対しては、例えは、あの予算はどうなっているんだ、内訳はこうなっていて、こういうふうに使っていて、こういう予算ですと、もう決まっているものに関してはいいけれども、あれが必要なのかどうなのかという話には、議会はどう思っているんだといったときには、個人の見解になりそうだから、そういうものに関しては、議会としては議決をしていたりとか、議決前であれば、議会として個人

としても回答は控えさせてもらって、議会として何かしら御回答が必要であれば出しますよとみたいな対応をしないと怖いところも、実はちょっとあるんですけれども。

とにかく、この広報を広聴入れてくるというのは、ここに書いてあったとおり、さっきの答申書に書いてあったとおり、議員が一番人数減らせというのは、議員仕事してないから減らせよという話がよく聞こえるではないですか、変な話、お前ら何しているんだとか。昔という言い方は変なんですけれども、ちょっと休憩しようかな。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○委員長（笠井政明君） 休憩を閉じます。

一応、こういう広報規定に変えようかと思いますよという御報告なんですけれども、特段、問題はなさそうですか。

10番。

○10番（須佐衛君） 個人的に議会報告会ですか、後援会の皆さん集めて自分の活動報告とかということは構わないわけですよね。

○委員長（笠井政明君） 禁止はしませんので。

ただ、それは今まで議員各位がそういうふうに会を求めた、つくったりとかではなくて単純に後援会の人たちと何かあったときとかに報告とかというのはしていたと思うんですけども、それを公式的にやりましょうと。例えば、そういう変な話ですけれども、今までこの議員等の関わりもない町民も来やすいような場をつくるという規定だと思っていただいて構わないと思います。

では、ここの規定に関しては皆さんが問題なければネンポウの方向でいきたいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（笠井政明君） この辺は、詳細は事務局と詰めながらやらせていただいて、変更するときは議会に出すのか。

○議会事務局長（村木善幸君） そうですね、議会、あと……

○委員長（笠井政明君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○委員長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

広報・広聴に関しては今お話ししたとおりになりますので、事務局と規定案と委員会と詰めていきたいなと思いますんでお願ひいたします。

あと、議会改革についてですが、先ほど申したとおり、一応3月には、期間が3月までということで、3月議会には報告書を出さないといけないので、比較的集まる機会が、増える可能性がありますので御了承ください。特に年明けたら多分多くなってしまうかもしれませんのでお願ひします。

あと、その他として事務局とかありますか。特にないですか。ほか、皆さんないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（笠井政明君） なければ、以上で議会改革特別委員会は終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時51分